



KOUKYOUJI

幸教寺

永代供養納骨壇 使用規約



※印は補足説明

第一条(規約の目的)

(1) 本規約は宗教法人幸教寺（以下「当寺」という。）が設置し運営する永代供養納骨壇アミターユス（以下「アミターユス」という。）及び本堂納骨壇を使用するにあたり、納骨及び供養に関する必要な事項を含め、その管理運営が適切に行われるよう制定する。

第二条（適用）

当寺と使用者間の納骨壇の使用にかかわる一切の關係に適用される。

第三条(名称及び管理運営)

(1) 施設名称は「幸教寺永代供養納骨壇」とし、管理運営主体は当寺、管理責任者（以下「管理者」という。）は代表役員(住職)とする。

第四条(使用の資格)

- (1) 当寺の宗旨に帰依し、規約等に同意するのであれば過去の宗派の如何を問わず使用することができる。
- (2) 反社会勢力はいかなる場合でも使用できない。

第五条(使用手続き)

- (1) 申込みは生前、ご遺骨受け入れ時いずれも可。
- (2) 使用者は下記必要書類を添え、別に定めるところの永代使用料を納入する。
 - ① 個人の場合は、『申込書』と『火(埋)葬許可証』(火葬済みの印が押されたもの)又は、『分骨証明書』を添付する。
 - ② 法人の場合は、上記書類のほか『登記簿謄本』と『構成員名簿』(いずれも発行されてから三ヵ月以内のもの)
- (3) 既存埋葬地から当寺への移転には墓地埋葬法により上記書類とは別に『改葬許可証』を必要とする。
- (4) 使用希望者は申し込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を提供し情報に変更があった場合は遅滞なく知らせること。
- (5) 永代供養料の納入を以て『受領書』並びに『契約書』を発行し、永代供養過去帳に必要事項を記載する。
- (6) 納骨壇等に収蔵されているご遺骨の分骨を希望する場合、必ず『分骨証明書』の交付を受けること。

第六条(納骨管理方法並びに期間及び供養等について)

- (1) 納骨には、合祀形式と保管形式がある。



- ① 合祀形式とは、ご遺骨を骨壺から出し、粉骨してから納骨する。そのため納骨後のご遺骨返還には応じられない。
- ② 保管形式とは、各納骨壇へ最後に納骨された方のご納骨日から13年間安置供養後アミターユスに合祀する。尚、契約期間以降は一体5万円で保管を延長することもできる。
- (2) 納骨契約後、初回は納骨式を行い、その後のご納骨の際には個別に納骨式をする。その他、当寺のお盆及び春秋彼岸会の際には合同供養法要を行う。
- (3) 保管形式におけるご遺骨の安置方法は以下の通りとする。
 - ① ご納骨の区画基準は5寸壺1名又は2名を基本とする。
 - ② 5寸以上の場合、骨袋に入れ替えるか合祀墓に一部納骨のうえ納骨。
 - ③ 5寸以下の場合、使用料は変更されない。
- (4) 保管形式において永代供養料の分納をする場合、分割可能期間は1年とし、全費用の二分の一を一括納入した後、残額を月割りする。
- (5) 複数名のご納骨契約の場合、最後に納骨された方から13年間お預かりし合祀する。
- (6) アミターユス個別区画について納骨者が3名以降の場合は、1名追加ごとに15万円とする。

第七条(その他の費用について)

- (1) 法要儀式等のお布施については基本的に年回忌法要や納骨式等でお布施はお志とするが、本堂使用の場合は最低6万円とする。
- (2) ご遺骨の一時的なお預かり(本堂でのご安置)
 - ① 会員の場合 最大1年 無料
 - ② 会員以外場合 最大1年 6万円(納骨壇への移行には差額納入することで可)
 - ③ 上記期間を越える場合には一体につき月額5,000円
- (3) 年間管理費並びに経費について
 - ① 合祀形式の場合、年間管理料不要。
 - ② 保管形式の場合、年間管理料は年額6000円。支払いに関しては数年分を前納することも可(会員不要)
 - ③ 生前契約の方は通信費として年額3,600円。契約者本人のご納骨後は年間管理費のみとする。

第八条(銘板式法名碑について)

- (1) 銘板への刻字は任意とし、刻字料は実費6万円を納入する。
- (2) 設置場所はアミターユス個人区画入口とする。
- (3) 銘板は一件につき一枚とし、記名は法名・家名・夫婦連記・個人名・団体名・先祖代々等、希望に応じる。(家紋は形状による)
- (4) 刻字期間についてはご依頼から最長6ヶ月を要する。



第九条(収蔵の条件と制限)

- (1) 本堂納骨壇には、人骨(焼骨)以外の納骨はできない。
- (2) 副葬品(故人の愛用品)は原則として骨壺に入るもののみとする。
- (3) 当寺境内において他寺院の導師による法要儀式は原則不可とする。

第十条(契約の変更並びに解除及び拒否)

当寺は使用者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、契約の変更、解除、拒否する場合がある。

遺骨を一時預かりの場合、契約保管期間を過ぎ1年間滞納され、尚且つ使用者との連絡が取れない場合、合祀することができる。尚、合祀されたご遺骨は返還しない。

- (1) 当寺の書面による承認を受けずに使用権を他人に譲渡又は移転したとき。
- (2) 納骨壇使用者が契約者又は関係者で無い場合。
- (3) 提供された情報の全部または一部につき虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
- (4) 過去に使用を取り消された者である場合。
- (5) 永代供養料及び年間管理費が支払期日を過ぎても入金されていない場合。
- (6) 未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。
- (7) 管理運営責任者、使用者に対する妨害行為をした場合。
- (8) 契約した当該法人が解散した場合。
- (9) その他、管理者が納骨壇の使用を適切でないと判断したとき。

※使用規約に違反した場合の損害や支払いについては一切応じない。

第十一条(使用権の承継)

- (1) 使用者において、納骨壇使用権を使用者以外に承継すべき合理的な理由が生じた場合又は当寺が書面により、使用者の名義及び地位を変更すべき場合であると許可した場合、使用権は、使用者の同意の有無にかかわらず別に定める手続きを経て、承継人に承継されるものとする。
- (2) 使用権の承継人は、遺言又は当寺が予め定める方法により、使用者が指名した者とする。
- (3) 前項の規定に基づいて承継人が決定されない場合は、民法第897条の規定に基づき「墳墓の所有権」を承継すべき者を承継人とする。また、それでも定められないとき、又は特別な事由があり管理者の承認が得られたときは、使用者の間で協議し選定された者を承継人とする。
- (4) 本条の適用において、使用者が死亡した場合又は、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人のいずれかとなった場合は、「使用権を使用者以外の者に承継すべき合



理的な理由が生じた場合」とみなす。

第十二条（使用者による使用取り消し）

- (1) 使用者は、自らの意志によって、納骨壇の使用を取り消す場合、30日前までに当寺に通知し所定の手続きを経て、管理者の許可を得なければならない。
- (2) 前項の許可が得られた場合、納骨壇使用期間が満了したものとみなして、第六条の規定を準用するものとします。この場合、納付された永代供養納骨壇の永代供養料（冥加金）は、いかなる理由があろうとも一切返還されない。
- (3) 生前契約で使用者が自らの意志によって、使用を取り消す場合、事務手数料を差し引いた額を30日以内に返還する。
- (4) 保管形式の場合、遺骨の返還と同時に『収蔵証明書』の交付を受ける。その際、布施及び事務手数料として5万円を納入し、契約者(使用承継者)は『契約書』を返還又は破棄する。

第十三条（納骨壇設置場所の移転・変更等）

管理者は、納骨壇の管理上、必要がある場合には使用者の便宜を考慮し、且つ宗教的尊厳を損なわない範囲において、使用者に納骨壇安置場所の変更等を命ずることができる。

第十四条（不可抗力による免責）

- (1) 当寺及び管理者は、自らの合理的な支配の及ばない不可抗力[自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火など）、天変地異、火事、停電、戦争、武力攻撃、内乱、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、テロなどの非常事態、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入又は内外法令の制定もしくは改廃を含むがこれらに限定されない。]によって、本規約の全部又は一部を履行できない場合、当寺及び管理者は責務を負いません。
- (2) 前項に定める不可抗力が生じた結果、遺骨の分別が付かない状況に陥った場合、管理者は、合祀し、宗教的尊厳を損なわないようにして、管理する努力をします。
- (3) 第一項に定める不可抗力が生じ、前項に基づき合祀することとなった場合、管理者は使用者に対しその旨を通知する努力をします。
- (4) 前項通知発送後、6か月を経過しても第一項に定める不可抗力の状況が解消されない場合、管理者は、納骨壇使用許可の取消しをすることができる。



第十五条（納骨壇の損壊・弁償）

納骨壇使用者は、使用者又はその親族らの故意又は過失により、損壊が生じた場合、速やかに現状に復するものとし、その経費を負わなければならない。また、当寺は、使用者に対し、かかる損壊により生じた損害（当寺が原状回復のために負担した費用を含むが、この限りではない。）の賠償を求めることができる。

第十六条(会計)

(1) 永代供養における特別会計は毎年度の当寺定例総会において監査報告を行う。

第十七条(改正)

(1) 本規定の改正は、当寺役員会総会の議決によって決定される。

第十八条(補則)

(1) 本規定に定めのない事項については法令の定め等による他、必要に応じて当寺責任役員会で協議し決定する。

本規則は、令和3年4月1日から施行する。

本規則は、令和6年10月1日から第六条、第七条の一部を改訂する。

※永代供養とは、承継者に代わって「永代に渡ってお寺が維持管理し供養することを約束する場所」のことですが、年忌法要等を不要とするものではありません。（ご希望の場合、寺報その他行事案内など送達します。各行事にご参加ください。）

宗教法人 幸教寺

〒544-0032 大阪市生野区中川西 2-16-7

電話 06-6741-8853 Mail koukyouji@outlook.jp



永代供養納骨壇 申込書

申込日 令和 年 月 日

ふりがな			男・女 ご命日 年 月 日 ご往生 () 歳
故人 氏名	様		
法名 (戒名)			
住 所	〒 —		
電話番号		携帯電話	
FAX 番号		メールアドレス	
ふりがな			職業 (勤務先)
申込者氏名	①		
申込者 住所	〒 —		
申込者 TEL		携帯	

ご納骨場所 ○で囲む	合祀	屋外納骨壇	本堂納骨壇
備考	区画	番	

使用冥加金 納付先

原則、現金または指定口座振込にて (一括)

支払い期限、お申込みから 2週間以内

ゆうちょ銀行 普通 店番 408 口座 3013490 シュウキョウハウジン コウキョウジ

お問い合わせ先



浄土真宗本願寺派 (お西) 幸教寺

〒544-0032 大阪府大阪市生野区中川西 2-16-7

TEL : 06-6741-8853 Mail : koukyouji@outlook.jp